登録支援機関の選び方

# 5つのポイント

**GMS**海外人材マネジメントサービス



### 登録支援機関とは

企業が特定技能1号を有する外国人材の雇用を行うにあたっては、「特定技能所属機関」として行わなければならない義務が生じます。そもそも前提として在留資格は日本国内での活動内容が定められていますので、その活動を円滑に行うための支援を行わなければなりません。支援範囲も就労生活から日常生活、社会生活までと広く、さらに支援計画を作成した上で実践することが求められます。

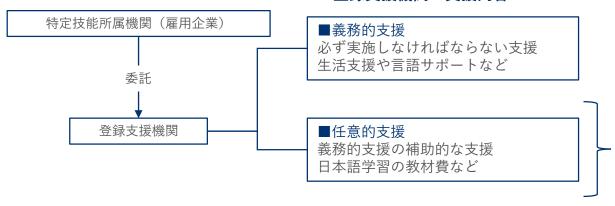
自社でこれらの義務を果たすには過剰な労力がかかるため、現実ではほとんどの 企業が外部機関に委託している状況にあります。その外部機関こそ「登録支援機 関」であり、受け入れる側の企業に代わって支援体制の整備から支援計画の作 成・実施を行っています。

### 登録支援機関の役割①

#### 登録支援機関が支援すること

登録支援機関が行う支援は、「義務的支援」と「任意的支援」の二つに分類されます。「義務的支援」とは外国人材の生活サポートや日本語などの言語サポートといった、必ず行わなければならない支援のことを指します。「任意的支援」は日本語教材の購入など、義務的支援を補完することを行っています。

#### ■登録支援機関の支援内容



支援機関によって 支援内容の 質・量ともに差がある

### 登録支援機関の役割②

#### 義務的支援の具体的な内容について

必ず行われなければいけない義務的支援は、以下の**10**項目となります。一部においては外国人材の母国語を通じた支援が必要など、綿密な対応が求められます。

- ◎事前ガイダンス
- ◎出入国する際の送迎
- ◎住居確保・生活に必要な契約支援
- ◎生活に関するオリエンテーション
- ◎公的手続などへの同行

- ◎日本語学習を行う機会の提供
- ◎相談・苦情への対応
- ◎日本人との交流促進
- ◎人員整理などが発生した際の転職支援
- ◎定期的な面談・行政機関への通報

このうち、外国人材に十分な理解を施していくため「事前ガイダンス」「生活に関するオリエンテーション」「相談・苦情への対応」は**母国語**によるコミュニケーションが必要となります。

### 登録支援機関の役割3

#### 任意的支援について

任意的支援は、基本的には義務的支援を補完する支援策であり、必ず行わなければならないものではありません。法務省で以下の例を挙げていますので、参考までに紹介いたします。

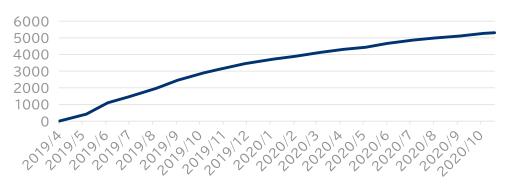
日本語学習を実施する場合において、特定技能所属機関等の判断により、日本語 教室や日本語教育機関の入学金や月謝等の経費、日本語学習教材費、日本語教師 との契約料等諸経費の全部又は一部を当該機関自ら負担する補助等の学習のため の経済的支援を行うこと。

### 登録支援機関の実態1

#### 登録支援機関の実態について

登録支援機関の登録は2019年4月から開始されましたが、2019年の下期から急速に登録件数が増加しています。一気に件数が増えたことによって、各登録機関の実体について様々な問題が生じるようになりました。登録支援機関に委託するにあたっては、ちゃんとした実績と支援体制のあるところにお願いしたいところ。そこで委託先の選び方について解説いたします。

#### 登録支援機関登録状況



### 登録支援機関の実態2

#### 登録支援機関の概況

登録支援機関は外国人の受入れや外国人の相談事業を行った実績、外国人が理解できる言語での支援体制が整っているといった条件をクリアしていれば、法人団体だけではなく個人でも登録することが可能です。個人であれば行政書士、法人団体であれば監理団体、人材派遣会社や紹介会社、コンサルティング会社などが多く登録されています。

2021年9月17日現在、法務省のホームページに掲載されている登録支援機関登録 簿には6438件の登録機関が掲載されています。こちらの登録簿には名称・住所の ほか、支援業務の内容や対応可能な言語が記載されています。しかし、2021年6 月末時点での特定技能1号在留外国人数は2万9,144名であり、すべての登録機関 が支援実績を有しているとは到底考えられません。そこで委託先を選択するには、 十分な調査と慎重な判断が求められます。

### 登録支援機関の選び方①

#### 登録支援機関の選別方法

支援実体がない、支援基盤が弱いなどのネガティブな情報は、法務省の登録支援 機関登録簿には記載がありません。支援内容についても公開はされておらず、あ くまでも登録機関の概要情報のみですので、詳細に関しては受入れ先企業が下調 べを行う必要があります。コンプライアンスなどの観点からも、この作業を疎か にはできませんので、十分な時間と労力をかける必要があります。

#### 貴社に適した登録支援機関を選ぶための5つのポイント

- ①支援業務の実績があるか
- ②登録支援料は支援項目と比較して妥当かどうか
- ③特定技能外国人の採用手段があるか
- ④母国語でのサポート、外国人向けのサポートをしてくれるか。
- ⑤フットワークの良いサポートをしてくれるか

### 登録支援機関の選び方②

#### 支援実績の有無

特定技能は技能実習制度と比べて実施項目は少ないものの、専門的な項目が中心となります。委託するならば当然ですが、実績のあるところにお願いすることが無難です。まずは登録支援機関としての実績があるかどうか、しっかりと確認しておきましょう。

#### 登録支援料と支援内容とのバランス

登録支援料の相場は、一人当たり月1万5,000円から3万円程度となっています。 月額での支払いのためランニングコストを考慮するとも大事ですが、金額だけに 捉われてしまうのも危険です。登録支援機関によって支援項目に対する対応方法 や範囲が異なりますし、一部では支援項目ごとに料金設定を行うところもありま す。バランスを見極めた上で、信頼できると思うところにお願いしましょう。

### 登録支援機関の選び方③

#### 採用手段の有無

従業員の紹介やハローワークを通じて自社で採用できれば特に問題ありませんが、そう簡単に事が運ばないのが実情です。より確実な採用を行うにあたっては、有料職業紹介の許認可番号を有している登録支援機関を選ぶのがお勧めです。また、あらかじめ在留期間が定められているので、採用と同時に帰国による離職に関する対応についても考慮が必要です。特にコロナ禍による入国制限で技能実習修了予定者や帰国困難者を採用する場合は近い将来の離職リスクも想定するべきで、海外からの受入れも検討できる現地送り出し機関とのパイプの有無も確認したいところです。

### 登録支援機関の選び方4

#### 母国語を含む外国人向けサポートの有無

特定技能外国人の多くはある程度の日本語を理解できますが、微妙なニュアンスでの表現や専門性の高い言葉を十分理解できる人はなかなかいません。そこで正確な意思疎通をはかる上で面談における通訳の同席、作業マニュアルや連絡文書の翻訳などを行える登録支援機関を選ぶのがいいでしょう。ちなみに現地に通訳がいない場合でも、オンラインや電話で対応できるところであれば安心です。また、外国人のコミュニケーションはSNSで行われるのが主流のため、日本では個人の電話番号を所持していないケースも多く見受けられます。外国人との連絡手段においても柔軟に対応できる登録支援機関を選ぶことでコミュニケーションロスの発生を防げます。

### 登録支援機関の選び方5

#### 支援対応に関するフットワークの軽さ

従業員に対する細々とした対応が求められる雇用において、特に特定技能外国人においては日本人雇用にはない対応が発生します。外国人材の採用では入社時には一般的な事務処理に加え、在留資格変更許可申請に必要な書類の回収、転居が必要な場合は転入手続きなどが必要となります。また、採用後も疾病や怪我、トラブルに対する緊急対応も求められます。

数々の支援をスムーズに受けられるためにも、登録支援機関はできる限り自社から近いところで業務を行っているところを選ぶのが理想的です。同時に緊急時の駆けつけ対応にも対応していることも確認しましょう。

## まとめ

改めて認識しておかなければならないのが、「登録支援機関の支援内容や支援範囲について、比較・検討できる情報は<u>一切非公開</u>」であることです。受入れ企業として行わなければならないことは数多くありますが、最低限でも以下のことはしっかりやっておくべきでしょう

- ◎どのような仕事での雇用を行うのか
- ◎どのような特定技能外国人を採用するのか
- ◎採用活動にあたり、登録支援機関に何を委託するのか

あらかじめ受け入れる側としての準備を入念に行うことで、複数の登録支援機関から情報を集めてのマッチング作業は格段に容易となります。想定されるトラブルを回避する上でも、多少の手間をかけてでもしっかりした準備は必要です。

### 細やかな気遣い・サポートを提供し、 日本での生活をもっと快適に。



https://gms.ca-m.co.jp/

GMSは「リーガルサポート」を通じて、双方が安心できる環境づくりをサポートいたします。これから外国人材の雇用をお考えであれば、まずは私たちへ一度ご相談ください。何かが起こる前に、何かを起こさないためのサポートを一緒に行っていきたいと考えています。

0120-530-451 (受付時間:平日10:00~18:00)

### お問い合わせ

### フリーダイヤル

営業時間:10:00-18:00(月-金)

0120-530-451

